

卸売市場の見直し検討について

平成29年10月26日

卸売市場関係者の方々におかれましては、市場での業務を通じ、安心、安全かつ良質な食材などの、円滑、安定した流通にご尽力をされておられることに、敬意を表します。

衆議院解散総選挙も終わり、国民の審判は下されました。

政府・与党の中では、選挙前から卸売市場法の見直し検討が進められてきました。卸売市場関係者の方々には、特に高い関心をもたれていたと思います。

卸売市場法は、中央卸売市場を対象としており、地方卸売市場は、自治体の条例によって規定されています。しかしながら、中央卸売市場での取引の仕組みが変われば、地方市場を含め農水産物、食品全体の流通に影響が及ぶと考えなければなりません。

総選挙が終わり、政府・与党内での検討が再開されます。

検討結果については、いずれまた報告させていただきますが、とりあえず、検討着手の背景等について簡単に報告させていただきます。

関係の皆様方からご意見を寄せていただければ幸いです。

1. 市場と卸売市場法

市場は、生産者（出荷者）と消費者の間に位置する流通業です。

青果市場、水産市場、食肉市場、花き市場があります。

市場には中央卸売市場と地方卸売市場があります。

・中央卸売市場

開設者：都道府県、人口20万人以上の市

農林水産大臣が設立認可

・地方卸売市場

開設者：地方公共団体、農協、漁協、株式会社など

都道府県知事によって設立認可

中央卸売市場には、卸、仲卸があります（地方卸売市場は、市場によって異なります）。

出荷者の出荷を受けて卸売りする立場（卸）と、それを買い受けて販売する立場（仲卸）を分け、両者の取引をセリ原則でやることを基本として卸売市場

法ができています。

卸売市場法は、中央卸売市場に適用され、地方卸売市場は、県の条例によって規制されます。

卸、仲卸は第1、第2といった序列関係にあるのではなく、その役割がはっきりと分かれています。

卸は出荷者からの集荷を担います。

仲卸は、価格決定、仕訳・分荷、包装、加工、配達、貯蔵、保管、小売店や消費者のニーズに添った販売など幅広い役割を担っています。

卸は出荷者（生産者）の立場、仲卸は小売や消費者の立場に立って取引するともいわれています。

自分で集荷して自分で値段をつけて販売するのは、問屋制卸売市場でとった方式です。取引の不透明さから、売り手と買い手の分離が行われました。

原則はセリですが、近年では、相対取引が中心となっています。

こうした役割分担を前提に、卸売市場法は、中央卸売市場での取引にいくつかの法規制をかけ、これを開設者が監督・指導する仕組みとなっています。

代表的なものとして、

- ・商物一致の原則（原則として市場に現物としてあるものを扱う）
- ・卸売業者の第三者販売の原則禁止（卸は仲卸以外への販売は認められない）
- ・仲卸業者の直荷引きの原則禁止（仲卸の集荷は認められない）

などがあります。

また、差別的取扱禁止原則、受託拒否禁止原則、いずれも卸売市場法を貫く重要な原則です。

地方卸売市場は、比較的規制が緩やかで取引も弾力的といわれています。

全国的には、中央卸売市場から地方卸売市場へと転換した市場が少なくありません（平成17年度以降31市場が転換）。ただし、こうした動きの根底には、開設者である自治体の財政上の理由もありそうです。

岩手県では、盛岡市に青果、水産の中央卸売市場があります。開設者は盛岡市です。

地方市場（青果、水産、花き）が、22市場あります。開設者は、市、町、漁業協同組合、株式会社です。

2. 見直し検討への着手

(1) 唐突であった規制改革会議の当初の提言案

2016年10月6日、内閣府の規制改革推進会議が決定した農業関係規制改革の提言案の中で、卸売市場に関して、次のようになっていました。

「特に卸売市場については、食料不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなっており、種々のタイプが存在する物流拠点の一つとなっている。現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する」

卸売市場法の廃止とも受け取れる記述となっており、卸売市場の果たしている役割についても否定的な表現のみにとどまっています。「時代遅れ」の規制といういい方も、かなり高飛車です。

どういう議論の結果、こういう提言案になったかは知る由もありません。卸売市場が現に果たしている役割をほとんど理解しない、唐突な提言案というほかありません。

関係者、関係団体、自民党をはじめ各方面から、懸念と反発がでたのは当然です。

一方、卸売市場法の定める規制の中には、市場の実態と離れてきている規制も見受けられることも事実であります。また、社会全体の流通のシステムが大きく変わっている中、市場のあり方に検討を加え、必要な見直しを進めることは、生産者、消費者にとっても必要なことでもあります。維持すべき規制・システムは維持しながら、見直すべきは見直すということです。

(2) よりよい市場に向けて

与党内、政府・与党間の議論をへて最終決定・合意した農業競争力強化プログラム（2016年11月29日）では、卸売市場について次のようになりました。

「特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。」

また、先の通常国会で成立した農業競争力強化支援法にも、「農産物流通等に係る規制については、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと」（第11条）という規定が入りました。

「合理的理由のなくなっている規制は廃止」という表現は、市場が今後とも農水産物流通の重要な拠点であり続けることを踏まえたものであることは、いうまでもありません。

冒頭で触れましたように、具体的にどういう見直しになるかについての議論が、政府、与党内で再開されます。自民党では、農林・食料戦略調査会が中心となっています。また、党には、有志による「市場議連」が設立され（私もメンバーの一人です）、議連での議論も並行して始まっています。

現場の声、生産者、消費者の声を踏まえつつ、情報通信技術の急速な発展などの社会経済情勢の変化にもしっかり対応した、より「いい市場」をつくる環境整備を進めたいと思っています。

ご意見を Fax などにて寄せていただければ幸いです。

Fax 03-6551-0706（参議院議員会館）

019-613-2677（盛岡事務所）